

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年6月5日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱い等)

第2条 個人情報の取扱い等については、矢巾町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年矢巾町議会訓令第1号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年6月5日から施行する。

(盛岡・紫波地区環境施設組合議会が保有する個人情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 盛岡・紫波地区環境施設組合議会が保有する個人情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合個人情報保護条例施行規程（平成18年議会訓令第2号）は、廃止する。